



鳥取県公報

平成 18 年 11 月 28 日(火)
第 7 8 4 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等 (841) (物品調達室) 2
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神病院の認定 (842) (障害福祉課) 4
	アカヒレタビラ保護管理事業計画の認定の取消し (843) (公園自然課) 4
	保安林の指定施業要件の変更予定 (6 件) (844~849) (森林保全課) 4
	廃物として認定することが困難な放置自動車 (850) (空港港湾課) 8
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (53) 8
◇ 教委告示	平成 19 年度鳥取県立鳥取盲・聾・養護学校高等部・専攻科生徒募集要項 (19) (障害児教育室) 9
	平成 19 年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚部幼児募集要項 (20) (〃) 15
	平成 19 年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児募集要項 (21) (〃) 16
◇ 公安告示	道路交通法による指定講習機関の指定 (2) (運転免許課) 18
◇ 公 告	平成18年度砂利採取業務主任者試験の合格者 (治山防砂課) 18

告 示

鳥取県告示第 841 号

平成19年度から平成21年度までにおいて県が発注する物品等の売買、修理等及び役務の提供（測量、建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント及び除雪業務に係るものを除く。）に係る調達契約の競争入札参加資格を得ようとする者の資格審査の申請手続等について次のとおり定めたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項（同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により告示する。

平成 18 年 11 月 28 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業種区分

競争入札参加資格（以下「資格」という。）の業種区分は、調達する物品等又は役務の種類に応じ、次のとおりとする。

文具・事務用機器類、図書・教材類、薬品類、油脂・燃料類、家具・調度品類、繊維・皮革・ゴム類、印刷類、車両・船舶及び航空類、電気通信機器類、医療・理化学機器類、機械器具類、工用材料類、看板・塗料類、役務、食品類、その他の物品、払下品類並びにリース・レンタル

2 申請の受付時期

平成18年11月28日から同年12月21日までとする。ただし、当該時期を経過した後においても、随時受け付けることとする。なお、この場合においては、資格の有効期間の始期が平成19年4月1日からとならないことがあるので注意すること。

3 申請の方法

(1) 書面による申請

ア 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、インターネットの鳥取県ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/suitou>）から入手すること。

イ 申請書の提出方法

申請書に(3)の添付書類を添え、鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当（〒680-8570鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7431、7432、7433）へ持参し、又は送付すること。

(2) 電子的記録による申請

インターネットの鳥取県ホームページの電子申請（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=1327>）により、(3)の添付書類を入力して申請すること。なお、当該入力に係る事項の確認のため、(3)の添付書類の全部又は一部を書面により提出をさせることがあるので注意すること。

(3) 添付書類

ア 納税証明書（資格申請時前3月以内に発行されたものであり、かつ、資格申請時前1年以内において納税義務が発生したものに限る。）

(ア) 申請者が法人である場合

法人税、消費税及び地方消費税（延滞税及び加算金を含む。）に未納がないことを証する納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（以下「第9号書式」という。）その3の3）並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書。ただし、法人のうち鳥取県内に事業所を有さない者にあつては、県税に未納がないことを証する納税証明書の提出は不要とする。

(イ) 申請者が個人である場合

所得税、消費税及び地方消費税（延滞税及び加算金を含む。）に未納がないことを証する納税証明書（第9号書式その3の2）並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含む、個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書

イ 申請者が法人である場合にあつては、商業登記簿謄本の写し（資格審査申請時前3月以内に発行されたものに限る。）

ウ 営業に必要な許可、認可、届出、登録等の証明書の写し（該当する業種区分に係るものに限る。）

エ 国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合する旨の認証を取得している者又は鳥取県版環境管理システム認定制度Ⅰ種規格に適合する旨の認証を取得している者にあつては、当該認証登録証の写し

オ 申請者が個人である場合にあつては、成年被後見人、被保佐人又は破産者でないことを証する書類

カ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（資格審査申請時前3月以内に発行されたものに限る。）

キ 委任状（見積り、入札、契約の締結、代金の請求及び受領等の事務（以下「契約事務」という。）を委任する場合に限る。）

ク 使用印鑑届（契約事務において、印鑑証明のない印鑑を使用する場合に限る。）

(4) 申請書及び添付書類の作成に用いる言語等

ア 申請書は、日本語で作成すること。

イ 添付書類を外国語で作成したときは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

ウ 添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

4 資格の決定

資格は、次に掲げる事項を総合的に勘案して行う審査の結果に基づき決定する。

(1) 資格審査申請時までの営業年数

(2) 直前決算における資本金

(3) 資格審査申請時における従業員の数

(4) 資格審査申請時の直前の1営業年度における製造高、販売高又は収入高

(5) 契約実績その他の経営及び信用の状態

5 競争入札に参加することができない者

次に掲げる者には、資格を付与しない。

(1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者

(2) 次の各項目のいずれかに該当すると認められる者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）で、その事実があった後2年を経過していないもの。

ア 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正な行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために談合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者

(3) 申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者

(4) 手形の不渡り処分を受けた者及び決算の内容により経営状態が不健全であると認められる者

(5) 鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けている者

6 資格審査の結果の通知

資格審査の結果については、資格決定通知書により通知する。

7 資格の有効期間

資格の有効期間は、平成19年4月1日から平成22年3月31日までとする。ただし、2のただし書により申請を受け付けた者（以下「随時申請者」という。）にあつては、資格の決定を行った日から平成22年3月31日ま

でとする。この場合において、随時申請者に係る資格決定の手続は、原則として、平成19年3月31日以前に申請書を受け付けたものにあつては平成19年4月に、平成19年4月1日以降に申請書を受け付けたものにあつては申請書を受け付けた日の属する月の翌月に、それぞれ行ふものとする。

鳥取県告示第 842 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第22条の4第4項前段及び第33条第4項前段の規定に基づき、厚生労働省令で定める基準に適合する精神病院として認定したので、次のとおり告示する。

平成 18 年 11 月 28 日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	認定年月日
独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	鳥取市三津 876	平成 18 年 11 月 15 日
医療法人勤誠会米子病院	米子市日原 319 番地 1	〃

鳥取県告示第 843 号

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）第26条第3項の規定に基づき、県以外の者が行う保護管理事業の事業計画が保護管理事業計画に適合している旨の認定を取り消したので、同条第4項の規定により告示する。

平成 18 年 11 月 28 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 住 所 米子市博労町三丁目50-6
- 2 氏 名 アカヒレタビラ保護の会 代表 二宮 健
- 3 保護管理事業の内容
 - (1) 生息水域の定期的な生息状況、生息環境等の継続的な調査の実施
 - (2) 生息地及びその周辺地域における地域住民等への普及啓発の実施
- 4 認 定 年 月 日 平成16年7月12日
- 5 認 定 取 消 事 由 2の者が事業を終了し、認定を受けた保護管理事業が廃止されたと認めるため
- 6 認 定 取 消 年 月 日 平成18年11月17日

鳥取県告示第 844 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 18 年 11 月 28 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字三田字セバト西平1067、字砂出シ1068、字入道ヶ鳴1069の1から1069の5まで、字バタコ1072、字下鳴尾1073、字上鳴尾1074の1、1074の2、字杉ノ子1075、字水早1076の1、1076の2、字五番ヶ谷

1077、字四番ヶ谷1078、字三番ヶ谷1079、字本谷東平1082の1から1082の33まで、字芦谷1083の1から1083の23まで、字南谷1084の1から1084の4まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 845 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 18 年 11 月 28 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大内字梅ヶ谷口591の2、字高畑口601、601の1、603、603の1、604、字梅ヶ谷953から958まで、960から964まで、字高畑965、966、968、970、971、字若林972から974まで、975(次の図に示す部分に限る。)、字横峰976、字城山977、字小畑ヶ978、979、979の1、980の1、981、982、字五郎畑ヶ983、984、985の1から985の3まで、986から996まで、字大敷谷997から999まで、1001、1002の1、1002の2、1003、1004、1004の1、1005から1009まで、1011から1020まで、字ウルシ谷1021から1031まで、1032の1、1032の2、1033から1038まで、1038の1、1039、1040、1040の1、1041の2、1041の3、1042の1、1042の2、字六久平1044から1047まで、字草木1101の1、1101の2、1102、大字西野字木戸ヶ谷880から887まで、888の1、888の2、889、字動々上へ890から895まで、895の1、895の2、896から904まで、字畳岩905から907まで、910から912まで、912の1、913、914、914の1、916から918まで、字中尾平919、920、920の1から920の13まで、921、922の1、922の2、923から926まで、927の1、927の2、928、930の1、931、字尻無シ932の1、932の2、933から936まで、字瀬戸937から943まで、943の1、944、944の1から944の4まで、945、946、946の1、947、字猿小屋948、949、949の1から949の5まで、950から955まで、956の1から956の4まで、957、958の1、958の2、字木地小屋959から963まで、963の1、964、字倉ヶ内965から968まで、字横路平969から975まで、字横谷976から992まで、994から996まで、字汁兼997の1、997の2、998、1003から1009まで、1013から1017まで、字折橋上ミ1019、1019の1、1019の2、1020の1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 846 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 18 年 11 月 28 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字中田字大途366から368まで、369の1、369の2、369の3(次の図に示す部分に限る。)、369の4から369の9まで、369の10・370(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、371の1、371の2(次の図に示す部分に限る。)、371の3から371の7まで、字堂敷437から440まで、441の1(次の図に示す部分に限る。)、441の2、446から449まで、450の1から450の3まで、451から453まで、大字坂原字家ノ奥谷516の1、516の2、517、518、528、529(次の図に示す部分に限る。)、532から534まで、534の1、535、536・字原ノ谷557(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、558から573まで、574(次の図に示す部分に限る。)、575、576(次の図に示す部分に限る。)、577、578・579・581・582(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 847 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 18 年 11 月 28 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字屋堂羅字小場509、514、514の1、515、516、522の1、522の2、523、524、524の1、525、526、536の1、字小場ノ奥1067、1068の1、1080、1092、1095、字カツラ谷763、字小黒谷764、1187、字カン

ドコ1182から1185まで、1185の1、1186、宇小シラ谷1248、1250の1

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 848 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 18 年 11 月 28 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字柿谷字白髪606の1、611、612の1、字寄合谷1445、1446、字小柿原1455、字保木1457、1458、1459の1、1463、1465から1467まで、字粕渡谷1474から1477まで、1480から1483まで、字坊主1487の5から1487の8まで、1488の46、1490の1、大字小河内字垣ノ内畑267の1、字大田268の1、269の1から269の3まで、字定吉釜270の1、270の2、字西楠根919の1、大字下谷字南谷682から689まで、字無キ原693、694、大字福田字後口山600の1から600の3まで、大字笏賀字陽東577、578、字檜ノ山618の2、大字鎌田字押谷1179の1、1179の2、1180の1、1181の1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 849 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 18 年 11 月 28 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
西伯郡大山町赤松字上楨原568の125、568の127、字池ノ奥1700の1、1700の85、1700の86、字鍋山1701の1、1701の74から1704の76まで、1701の78、1701の80、1701の82、1701の96
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 850 号

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成 16 年鳥取県条例第 32 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、同条例第 7 条第 1 項の規定により廃物として認定することが困難な放置自動車について、次のとおり告示する。

平成 18 年 11 月 28 日

鳥取県知事 片 山 善 博

警告書をはり付けた日	放置されている場所	放置自動車の車名、塗色及び自動車登録番号	告示後の取扱い	引取りの方法
平成18年8月9日	米子市旗ヶ崎2002-1 (米子港野積場)	ダイハツ ミラ 黒 筑豊50せ5504	告示日の翌日から起算して6月を経過した日以後に処分	鳥取県西部総合事務所へ申出
〃	〃	ダイハツ ミラ 白 鳥取40ら3110	〃	〃
〃	〃	ダイハツ アトレー 白 鳥取40ふ836	〃	〃
〃	〃	日産 マーチ 白 鳥取57て6994	〃	〃

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第 53 号

平成 18 年第 11 回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成 18 年 11 月 28 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成 18 年 11 月 29 日（水） 午後 1 時 40 分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について
 - (2) その他

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第 19 号

平成 19 年度鳥取県立盲・聾・養護学校高等部・専攻科の生徒募集を、次の要項により実施する。

平成 18 年 11 月 28 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

平成 19 年度鳥取県立鳥取盲学校高等部・専攻科生徒募集要項

1 募集学科及び募集生徒数

募 集 学 科		募 集 生 徒 数
高等部	普通科（単一障害学級及び重複障害学級）	定数は設けない。
	保健医療科	8 人
専攻科	理療科	10 人

2 出願資格を有する者

(1) 高等部

普通科の単一障害学級及び保健医療科にあつては視覚障害の程度が学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号。以下「政令」という。）第 22 条の 3 の表に規定する程度の者で次のいずれかに該当するものとし、普通科の重複障害学級にあつては視覚障害の程度が同表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次のいずれかに該当するものとする。

ア 中学校（盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）を卒業した者又は平成 19 年 3 月に卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 63 条各号のいずれかに該当する者

(2) 専攻科

視覚障害の程度が政令第 22 条の 3 の表に規定する程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）を卒業した者又は平成 19 年 3 月に卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則第 69 条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を経由して鳥取県立鳥取盲学校長（以下「鳥取盲学校

長」という。)に提出しなければならない。ただし、鳥取盲学校長が特に認めるときは、出身(在学)学校長を経由することを要しない。

イ 出身(在学)学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書、健康診断書及び視力等の証明書並びに専攻科にあっては、当該学校の卒業又は卒業見込み証明書を添えて、鳥取盲学校長に提出するものとする。

(2) 出願期間

平成 19 年 2 月 20 日(火)から同月 22 日(木)までとする。ただし、郵送による場合は、平成 19 年 2 月 22 日(木)までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(3) 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで

(4) 受付場所

鳥取県立鳥取盲学校(以下「鳥取盲学校」という。)

(5) その他

鳥取盲学校長は、入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、学力検査の日程等の必要事項を出身(在学)学校長(出身(在学)学校長を経由しないで入学志願書等が提出されたときは、当該入学志願者)に通知するものとする。

4 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、調査書等の審査及び学力検査、面接等の結果により行う。

5 学力検査及び面接の日程等

(1) 日時

平成 19 年 3 月 6 日(火) 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで(午前 8 時 30 分までに集合すること。)

(2) 場所

鳥取盲学校

(3) 学力検査実施教科等

ア 高等部

普通科	単一障害学級志願者	国語、社会、数学、理科及び英語
	重複障害学級志願者	諸検査

保健理療科 国語、社会及び適性検査

イ 専攻科 国語、理科、数学、英語及び適性検査(盲学校の保健理療科を卒業した者にあつては、申出により数学又は英語のいずれかを保健理療に代えることができる。)

(4) その他

ア 筆記試験が不可能な者については、口頭試験を行う。

イ 学力検査等終了後、面接を実施する。

6 合格者の発表

平成 19 年 3 月 14 日(水)正午に鳥取盲学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。

7 再募集の実施

合格者の発表の結果、入学確定者数が募集生徒数に満たない学科(高等部保健理療科及び専攻科理療科に限る。)については、その不足の生徒数についての再募集を実施する。

(1) 出願手続

3の(1)に同じ。

(2) 出願期間

平成 19 年 3 月 19 日(月)から同月 20 日(火)までとする。ただし、郵送による場合は、平成 19 年 3 月 20 日(火)必着とする。

(3) 受付時間及び受付場所

3の(3)及び(4)に同じ。

(4) 学力検査及び面接の日程等

ア 日時

平成 19 年 3 月 22 日 (木) 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで (午前 8 時 30 分までに集合すること。)

イ 場所

5の(2)に同じ。

ウ 学力検査実施教科等

5の(3)に同じ。

エ その他

5の(4)に同じ。

(5) 合格者の発表

平成 19 年 3 月 26 日 (月) 正午に鳥取盲学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身 (在学) 学校長に通知する。

8 その他

(1) 高等部普通科の入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、鳥取盲学校長が特に認めたときは、別に学力検査等を実施する。

(2) この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取盲学校長が定める。

(3) 入学志願書等の用紙は、平成 19 年 1 月 12 日 (金) から鳥取盲学校において交付する。

(4) 生徒の募集に関し不明な事項は、鳥取盲学校 (〒680-0151 鳥取市国府町宮下 1265 電話 0857-23-5441、ファクシミリ 0857-23-5442) に問い合わせること。

平成 19 年度鳥取県立鳥取聾学校高等部生徒募集要項

1 募集学科

普通科 (単一障害学級及び重複障害学級)、産業工芸科及び生活デザイン科

2 出願資格を有する者

普通科の単一障害学級並びに産業工芸科及び生活デザイン科にあつては聴覚障害の程度が学校教育法施行令 (昭和 28 年政令第 340 号) 第 22 条の 3 の表に規定する程度の者で次のいずれかに該当するものとし、普通科の重複障害学級にあつては聴覚障害の程度が同表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次のいずれかに該当するものとする。

(1) 中学校 (盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。) を卒業した者又は平成 19 年 3 月に卒業する見込みの者

(2) 学校教育法施行規則 (昭和 22 年文部省令第 11 号) 第 63 条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、入学志願書を出身 (在学) 学校長を経由して鳥取県立鳥取聾学校長 (以下「鳥取聾学校長」という。) に提出しなければならない。

イ 出身 (在学) 学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及びオーディオグラム (測定したものがなければ、鳥取県立鳥取聾学校 (以下「鳥取聾学校」という。) で測定する。) を添えて鳥取聾学校長に提出するものとする。

(2) 出願期間

平成 19 年 2 月 20 日 (火) から同月 22 日 (木) までとする。ただし、郵送による場合は、平成 19 年 2 月 22 日 (木) までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(3) 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで

(4) 受付場所

鳥取聾学校

(5) その他

鳥取聾学校長は、入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、学力検査の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知するものとする。

4 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、調査書等の審査及び学力検査、面接等の結果により行う。

5 学力検査及び面接の日程等

(1) 日時

平成 19 年 3 月 6 日（火）午前 10 時から午後 3 時まで（午前 9 時 30 分までに集合すること。）

(2) 場所

鳥取聾学校

(3) 学力検査実施教科等

普 通 科	単一障害学級志願者	国語、数学及び英語
	重複障害学級志願者	諸検査
産 業 工 芸 科	国語、数学及び英語	
生活デザイン科	国語、数学及び英語	

(4) その他

学力検査等終了後、面接を実施する。

6 合格者の発表

平成 19 年 3 月 14 日（水）正午に鳥取聾学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身（在学）学校長に通知する。

7 その他

(1) 入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、鳥取聾学校長が特に認めたときは、別に学力検査等を実施する。

(2) この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取聾学校長が定める。

(3) 入学志願書等の用紙は、平成 19 年 1 月 12 日（金）から鳥取聾学校において交付する。

(4) 生徒の募集に関し不明な事項は、鳥取聾学校（〒680-0151 鳥取市国府町宮下 1261 電話 0857-23-2031、ファクシミリ 0857-27-8606）に問い合わせること。

平成 19 年度鳥取県立養護学校高等部生徒募集要項

1 募集学校

鳥取県立白兔養護学校（以下「白兔養護学校」という。）普通科（単一障害学級、重複障害学級及び訪問学級）

鳥取県立米子養護学校（以下「米子養護学校」という。）普通科（単一障害学級及び重複障害学級）

鳥取県立倉吉養護学校（以下「倉吉養護学校」という。）普通科（単一障害学級、重複障害学級及び訪問学級）

鳥取県立皆生養護学校（以下「皆生養護学校」という。）普通科（単一障害学級、重複障害学級及び訪問学級）

鳥取県立鳥取養護学校（以下「鳥取養護学校」という。）普通科（単一障害学級及び重複障害学級）

2 出願資格を有する者

(1) 白兔養護学校及び米子養護学校（ただし、米子養護学校には訪問学級は設けない。）

単一障害学級にあっては知的障害の程度が学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号。以下「政令」という。）第 22 条の 3 の表に規定する程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

重複障害学級にあっては知的障害の程度が政令第 22 条の 3 の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次のいずれかに該当するものとする。

訪問学級にあっては障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 中学校（盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）を卒業した者又は平成 19 年 3 月に卒業する見

込みの者

イ 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 63 条各号のいずれかに該当する者

(2) 倉吉養護学校

単一障害学級にあつては知的障害又は肢体不自由の程度が政令第 22 条の 3 の表に規定する程度の者で(1)のア又はイに該当する者とする。

重複障害学級にあつては知的障害又は肢体不自由の程度が政令第 22 条の 3 の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で(1)のア又はイに該当するものとする。

訪問学級にあつては障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で(1)のア又はイに該当するものとする。

(3) 皆生養護学校

単一障害学級にあつては肢体不自由の程度が政令第 22 条の 3 の表に規定する程度の者で(1)のア又はイに該当するものとする。

重複障害学級にあつては肢体不自由の程度が政令第 22 条の 3 の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で(1)のア又はイに該当するものとする。

訪問学級にあつては障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で(1)のア又はイに該当するものとする。

(4) 鳥取養護学校

単一障害学級にあつては肢体不自由又は病弱の程度が政令第 22 条の 3 の表に規定する程度の者で(1)のア又はイに該当する者とする。

重複障害学級にあつては肢体不自由又は病弱の程度が政令第 22 条の 3 の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で(1)のア又はイに該当するものとする。

ただし、原則として、鳥取県立中央病院に入院治療中の者、入院治療を予定している者又は通院治療中の者で通学可能な者に限る。

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を経由して志願する養護学校の長に提出しなければならない。

イ 出身（在学）学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及び健康記録書（鳥取養護学校にあつては、医師の診断書）を添えて志願する養護学校の長に提出するものとする。

(2) 出願期間

平成 19 年 2 月 20 日（火）から同月 22 日（木）までとする。ただし、郵送による場合は、平成 19 年 2 月 22 日（木）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(3) 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで

(4) 受付場所

各養護学校

(5) その他

各養護学校の長は、入学志願書が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知するものとする。

4 入学者の選抜の方法

(1) 白兎養護学校及び米子養護学校にあつては、調査書等の審査及び面接の結果により行う。

(2) 倉吉養護学校にあつては、調査書等の審査、諸検査及び面接の結果により行う。

(3) 皆生養護学校の単一障害学級にあつては調査書等の審査、学力検査及び面接の結果により行い、重複障害学級にあつては調査書等の審査、学力検査又は観察及び面接の結果により行い、訪問学級にあつては調査書等の審査及び面接の結果により行う。

- (4) 鳥取養護学校の単一障害学級にあつては調査書等の審査、学力検査及び面接の結果により行い、重複障害学級にあつては調査書等の審査及び面接の結果により行う。

5 学力検査、面接等の日程等

(1) 白兔養護学校

ア 日時

平成 19 年 3 月 6 日 (火) 午前 10 時から午後 3 時まで (午前 9 時 30 分までに集合すること。)。ただし、訪問学級の志願者にあつては、別途養護学校の長が通知する時間とする。

イ 場所

白兔養護学校。ただし、訪問学級の志願者にあつては、別途養護学校の長が通知する場所とする。

(2) 米子養護学校

ア 日時

平成 19 年 3 月 6 日 (火) 午前 10 時から午後 3 時まで (午前 9 時 30 分までに集合すること。)

イ 場所

米子養護学校

(3) 倉吉養護学校

ア 日時

平成 19 年 3 月 6 日 (火) 午前 10 時から午後 3 時まで (午前 9 時 30 分までに集合すること。)。ただし、訪問学級の志願者にあつては、別途養護学校の長が通知する時間とする。

イ 場所

倉吉養護学校。ただし、訪問学級の志願者にあつては、別途養護学校の長が通知する場所とする。

ウ 諸検査及び面接

別途養護学校の長が通知する方法により実施する。

(4) 皆生養護学校

ア 学力検査 (単一障害学級及び重複障害学級の志願者に対してのみ実施)

(ア) 日時

平成 19 年 3 月 6 日 (火) 午前 10 時 15 分から (午前 10 時までに集合すること。)

(イ) 場所

皆生養護学校

(ウ) 学力検査実施教科等

単一障害学級 国語及び数学

重複障害学級 国語及び数学又は観察

イ 面接 (志願者全員に対して実施)

(ア) 日時

単一障害学級及び重複障害学級の志願者にあつては学力検査等終了後、訪問学級の志願者にあつては別途養護学校の長が通知する日時とする。

(イ) 場所

単一障害学級及び重複障害学級の志願者にあつては皆生養護学校。ただし、訪問学級の志願者にあつては別途養護学校の長が通知する場所とする。

(5) 鳥取養護学校

ア 学力検査 (単一障害学級の志願者に対してのみ実施)

(ア) 日時

平成 19 年 3 月 6 日 (火) 午前 9 時 20 分から午後 2 時まで (午前 9 時までに集合すること。)

(イ) 場所

鳥取養護学校

(ウ) 学力検査実施教科

国語、数学及び英語

イ 面接（志願者全員に対して実施）

（ア）日時

単一障害学級の志願者にあつては学力検査終了後、重複障害学級の志願者にあつては午前 10 時から正午まで（午前 9 時 40 分までに集合すること。）とする。

（イ）場所

鳥取養護学校

6 合格者の発表

各養護学校において平成 19 年 3 月 14 日（水）正午に発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身（在学）学校長に通知する。

7 その他

（1）入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、各養護学校長が特に認めるときは、別に学力検査等を実施する。

（2）この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、各養護学校の長が定める。

（3）入学志願書等の用紙は、各養護学校において次の日から交付する。

ア 白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校

平成 19 年 1 月 19 日（金）

イ 皆生養護学校及び鳥取養護学校

平成 19 年 1 月 12 日（金）

（4）生徒の募集に関する説明会を各養護学校において次の日時に開催する。

ア 白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校

平成 19 年 1 月 19 日（金）午前 10 時から

イ 皆生養護学校及び鳥取養護学校

平成 19 年 1 月 12 日（金）午後 1 時 30 分から

（5）生徒の募集に関し不明なことは、次に問い合わせること。

白兔養護学校（〒689-0201 鳥取市伏野 1550-1 電話 0857-59-0585、ファクシミリ 0857-59-1237）

倉吉養護学校（〒682-0836 倉吉市長坂新町 1231 電話 0858-28-3500、ファクシミリ 0858-28-1144）

米子養護学校（〒689-3543 米子市蚊屋 343 電話 0859-27-3411、ファクシミリ 0859-27-3420）

皆生養護学校（〒683-0004 米子市上福原七丁目 13-4 電話 0859-22-6571、ファクシミリ 0859-38-3485）

鳥取養護学校（〒680-0901 鳥取市江津 260 電話 0857-26-3601、ファクシミリ 0857-27-3207）

鳥取県教育委員会告示第 20 号

平成 19 年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚部幼児の募集を、次の要項により実施する。

平成 18 年 11 月 28 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

平成 19 年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚部幼児募集要項

1 募集幼児

鳥取県立鳥取聾学校（以下「鳥取聾学校」という。）及び鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校（以下「ひまわり分校」という。）幼稚部

平成 13 年 4 月 2 日から平成 14 年 4 月 1 日までに出生した幼児（以下「5 歳児」という。）（単一障害学級及び重複障害学級）

平成 14 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までに出生した幼児（以下「4 歳児」という。）（単一障害学級及び重複障害学級）

平成 15 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに出生した幼児（以下「3 歳児」という。）（単一障害学級及び重複障害学級）

2 出願資格を有する者

3 歳児、4 歳児又は 5 歳児で、単一障害学級にあつては聴覚障害の程度が学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の 3 の表に規定する程度のものとし、重複障害学級にあつては聴覚障害の程度が同表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有するものとする。

3 出願方法

(1) 出願手続

入学志願者は、入学志願書にオーディオグラム（測定したものがなければ、鳥取聾学校又はひまわり分校で測定する。）を添えて鳥取県立鳥取聾学校長（以下「鳥取聾学校長」という。）に提出しなければならない（郵送による場合は、返信用封筒（あて名を記載の上、80 円切手をはり付けたものとする。）を同封すること。）。

(2) 出願期間及び受付場所

ア 出願期間

(ア) 平成 19 年 2 月 20 日（火）から同月 22 日（木）までとする。ただし、郵送による場合は、平成 19 年 2 月 22 日（木）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(イ) 受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

イ 受付場所 鳥取聾学校又はひまわり分校

(3) その他

鳥取聾学校長は、(1)の入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。

4 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、入学志願書等の審査及び面接の結果により行う。

5 面接の日程等

(1) 日時 平成 19 年 3 月 6 日（火）午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分まで

(2) 場所 鳥取聾学校又はひまわり分校

(3) 内容

ア 幼児との面接

イ 保護者との面接

6 合格者の発表

平成 19 年 3 月 14 日（水）正午に鳥取聾学校及びひまわり分校において発表するとともに、入学志願者に通知する。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、鳥取聾学校長が定める。

(2) 入学志願書等の用紙は、平成 19 年 1 月 12 日（金）から鳥取聾学校又はひまわり分校において交付する。

(3) 幼児の募集に関し不明な事項は、鳥取聾学校（〒680-0151 鳥取市国府町宮下 1261 電話 0857-23-2031、ファクシミリ 0857-27-8606）又はひまわり分校（〒683-0004 米子市上福原七丁目 13-2 電話 0859-23-2810、ファクシミリ 0859-23-2813）に問い合わせること。

鳥取県教育委員会告示第 21 号

平成 19 年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児の募集を、次の要項により実施する。

平成 18 年 11 月 28 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

平成 19 年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児募集要項

1 募集幼児

平成 13 年 4 月 2 日から平成 14 年 4 月 1 日までに出生した幼児（以下「5 歳児」という。）（単一障害学級及び重複障害学級）

平成 14 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までに出生した幼児（以下「4 歳児」という。）（単一障害学級及び重複障害学級）

2 出願資格を有する者

4 歳児又は 5 歳児で、単一障害学級にあつては肢体不自由の程度が学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の 3 の表に規定する程度のものとし、重複障害学級にあつては肢体不自由の程度が同表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有するものとする。

3 出願方法

(1) 出願手続

入学志願者は、入学志願書を鳥取県立皆生養護学校長（以下「皆生養護学校長」という。）に提出しなければならない（郵送による場合は、返信用封筒（あて名を記載の上、80 円切手をはり付けたものとする。）を同封すること。）。

(2) 出願期間及び受付場所

ア 出願期間

(ア) 平成 19 年 2 月 20 日（火）から同月 22 日（木）までとする。ただし、郵送による場合は、平成 19 年 2 月 22 日（木）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(イ) 受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

イ 受付場所 鳥取県立皆生養護学校（以下「皆生養護学校」という。）

(3) その他

皆生養護学校長は、(1)の入学志願書が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。

4 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、入学志願書の審査及び面接の結果により行う。

5 面接の日程等

(1) 日時 平成 19 年 3 月 6 日（火） 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

(2) 場所 皆生養護学校

(3) 内容

ア 幼児との面接及び行動観察

イ 保護者との面接

6 合格者の発表

平成 19 年 3 月 14 日（水）正午に皆生養護学校において発表するとともに、入学志願者に通知する。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、皆生養護学校長が定める。

(2) 入学志願書等の用紙は、平成 19 年 1 月 12 日（金）から皆生養護学校において交付する。

(3) 幼児の募集に関し不明な事項は、皆生養護学校（〒683-0004 米子市上福原七丁目 13-4 電話 0859-22-6571、ファクシミリ 0859-38-3485）に問い合わせること。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第 2 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定による指定講習機関の指定をしたので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 11 月 28 日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

1 指定講習機関の名称等

名称及び住所	代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種別
学校法人鳥取県東部自動車学校 鳥取市松並町三丁目 122	池内 勝彦	学校法人鳥取県東部自動車学校 鳥取市松並町三丁目 122	普通免許及び原付免許に係る初心運転者講習

2 指定年月日

平成 18 年 11 月 15 日

公 告

平成 18 年 11 月 10 日に実施した平成 18 年度砂利採取業務主任者試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成 18 年 11 月 28 日

鳥取県知事 片 山 善 博

受験番号 1 0 1 3 0 1 3 0 2